

## 「福岡市男女共同参画基本計画（第3次）」の進行管理及び実施状況評価（案）

### 1. 進行管理・実施状況評価の考え方

#### （1）目的

本市においては、平成28年3月、福岡市男女共同参画を推進する条例（以下「条例」という。）に基づく福岡市男女共同参画基本計画（第3次）（以下「第3次基本計画」という。）を策定した。

第3次基本計画は、平成28年度から32年度を計画期間とする市政のあらゆる領域にわたる計画であり、その推進に当たっては、全庁的な取組を必要とする。

各局にわたる計画の進捗状況を確実に把握し、その評価を行うことにより、計画の実効性を確保し、男女共同参画社会の実現に向けた諸施策を推進する。

#### （2）評価の対象及び方法等

##### 【評価の対象】

#### ① 一般評価事業（事業実施担当課が実施する各事業）……《一般評価》

各事業ごとに、事業実施担当課が自己評価を行い、男女共同参画課において、その実施状況をとりまとめ、福岡市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）に報告し、意見を伺う。（毎年度実施）

#### ② 重点評価項目 ……《重点評価》

第3次基本計画に定めた「重点的に取り組む施策」について、継続的に審議会による評価を行う。（毎年度実施）

「重点的に取り組む施策」…《（別紙1）参照》

- 1 働く場での女性活躍の推進
- 2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- 3 地域における女性リーダー育成と男女共同参画の推進
- 4 男女平等教育の推進
- 5 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護
- 6 市の政策・方針決定過程への女性の参画促進

#### ③ 基本目標（第3次基本計画に規定する6つの基本目標）……《総合評価》

28～31年度の4年間の評価内容を踏まえ、基本目標ごとに総合評価を行い、第3次基本計画の成果と課題を明らかにし、第4次基本計画に反映させる。（平成32年度に実施）

##### 【評価の方法】

#### ① 評価

審議会において、重点評価項目ごとに評価を行う。評価は、事務局（男女共同参画課）が重点評価項目の進捗状況を把握し、作成した進行管理票（別紙2）により行う。

#### ② 審議会への事業実施担当課の出席

重点評価項目の審議において、事業実施担当課が出席する。

#### ③ 公表

施策の実施状況及びその評価内容について、年次報告書を作成し、事業の実施状況に関する評価の結果を次年度の事業に反映するとともに、市民に公表する。

##### 【評価の基準】

#### ① 一般評価

事業実施担当課が、各事業の「達成度」について自己評価を行う。

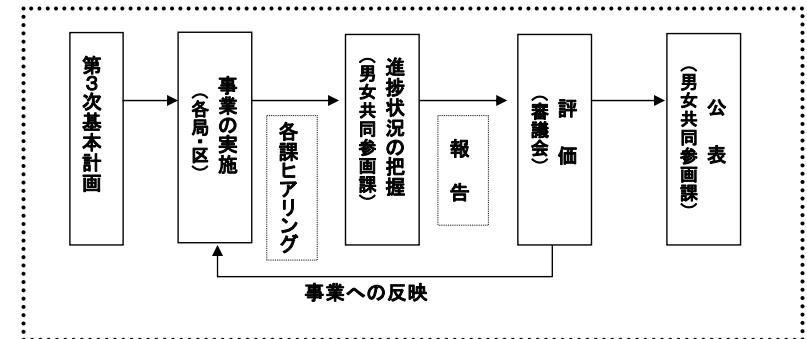
判定区分	【達成度】
	A：90%以上（十分達成している）
	B：70%以上（ある程度達成している）
	C：50%以上（達成が不十分である）
	D：50%未満（達成できていない）

#### ② 重点評価

事務局が重点評価項目の「達成状況」を把握し、審議会が外部評価を行う。

判定区分	【達成状況】
	・順調
	・おおむね順調
	・やや遅れている
	・遅れている

### 2. 進行管理・評価の流れ



《参考》

##### 【根拠】

#### 福岡市男女共同参画を推進する条例

第12条：「市長は、毎年1回、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況及びその評価について報告書を作成し、これを公表するものとする。」

第28条：「審議会は次に掲げる事務を行う。」

第2号：「男女共同参画の推進に関し必要と認められる事項について調査審議し、市長に意見を述べること。」

## 4 重点的に取り組む施策

福岡市の現状と課題、国の動き、社会経済情勢の変化等を踏まえ、次の6項目に重点的に取り組みます。

### 1 働く場での女性活躍の推進

働く場において、より多くの女性がリーダーとして能力を発揮できるよう、キャリアアップや能力向上の支援を行うとともに、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定の支援や女性活躍の「見える化」を推進し、女性が活躍しやすい職場環境づくりに取り組みます。

また、女性の創業支援のさらなる充実に取り組むとともに、再就職やスキルアップを目指す女性を対象に、ハローワークと連携した就業支援や、資格・技術習得講座等を実施します。

### 2 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定等により、長時間労働の削減など「働き方改革」に積極的に取り組む地場企業を、市が発注する工事等の入札等に際し、優先的に指名するなどの優遇制度を実施する社会貢献優良企業として新たに認定するとともに、多様で柔軟な働き方の普及促進に努めます。

また、男性が家事・育児、介護等の家庭生活や地域活動に積極的に参加できるよう啓発を行います。

さらに、保育所等の整備を推進するとともに、介護離職を防止するための相談対応を行うなど、仕事と育児や介護を両立できる環境づくりに取り組みます。

### 3 地域における女性リーダー育成と男女共同参画の推進

地域における女性の活躍を推進し、地域活動への多様な人材の参画を図るため、女性リーダーの人材育成や、地域、諸団体の自主的な男女共同参画推進の取組の支援、自治協議会への働きかけなどを行います。

また、男女共同参画推進のさらなる拡がりを目指し、拠点施設アミカスを中心に区役所等関係部署が連携して、福岡市男女共同参画週間(みんなで参画ウィーク)や男女共同参画地域活動ハンドブックの活用、男女共同参画推進サポーターの派遣、男女共同参画協議会の活動支援等、地域との共働による取組を進めます。

### 4 男女平等教育の推進

若年層への男女共同参画に対する意識啓発のため、小・中学校における男女平等教育や教職員を対象にした研修の充実を図るとともに、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスについて学び、性別にとられないキャリア形成への意識を高めることを目的とした出前セミナーを市内中学校で実施します。

## 5 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護

配偶者等からの暴力を防止するため、あらゆる世代への意識啓発を一層充実させるとともに、DV被害が深刻化する前に相談できるよう、様々な機会をとらえ、より効果の高い方法により相談窓口の周知を行います。

また、若年層への予防啓発を進め、相談への対応、保護、自立支援まで、被害者の立場に立った切れ目のない支援を進めるなど、関係機関と連携して、配偶者等からの暴力防止に関する施策の一層の充実・強化に努めます。

## 6 市の政策・方針決定過程への女性の参画促進

庁内の推進組織である「福岡市男女共同参画推進協議会」において、審議会等委員への女性の参画率が目標値を達成できるよう、実効性のある取組を進めます。

また、市職員については、女性活躍推進法の特定事業主行動計画を策定し、女性職員の活躍を支援する取組を進めます。

さらに、市役所における率先した取組を企業に紹介します。

重点評価項目 進行管理票(案)

I 事務局記入欄	1 重点評価項目						
	2 対象事業	基本目標					
		施策の方向					
	事業実施 担当課評価 (P ~ P)	達成度	A	B	C	D	
		対象事業数					
	3 施策の進捗状況						
	4 主な事業の 実施状況						
	5 懸案事項・課題						

I 事務局記入欄	6 今後の取組			
	7 事務局評価	達成状況		

II 審議会記入欄	審議会評価	達成状況		
	【審議会意見】			